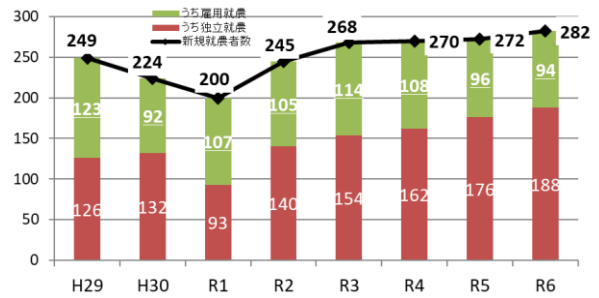


**規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業及び
新規就農者確保緊急対策のうち世代交代・初期投資促進事業
兵庫県新規就農者育成方針**

1 新規就農者の確保に向けた課題と目標

本県の基幹的農業従事者については、65歳以上の占める割合が年々上昇しており、平均年齢は70.1歳と全国（67.6歳）よりも高くなっています。

高齢化が進む中、次代を担う新規就農者の確保が必要不可欠となっていますが、近年は他産業との人材の引き合いの影響が続いており、雇用就農者数が減少傾向にあります。

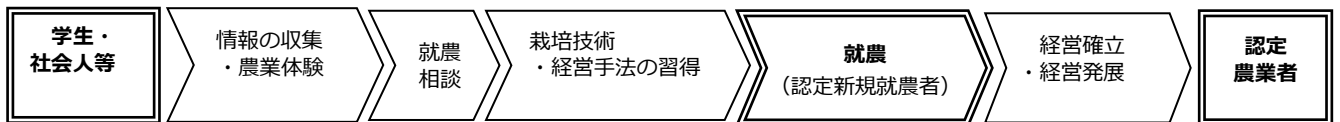


新規就農者数の推移 (単位:人)

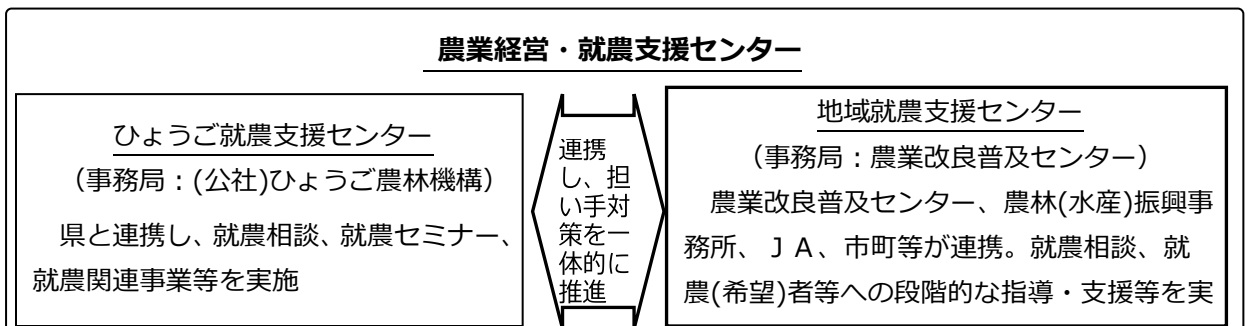
このような状況を踏まえ、本県では、継続的に農業の中核を担える者として、新規就農者の対象年齢を50歳未満と位置づけ、300人/年の新規就農者の確保を目指します。

2 新規就農者の確保に対するサポート内容

《新規就農者の育成プロセス》



(1) 就農支援センターによる情報発信・一貫支援



就農希望者等の相談・支援のワンストップ窓口として、ひょうご農林機構及び各農業改良普及センターに「就農支援センター」を設置し（平成21年度～）、就農希望段階から就農後の経営確立まで、一貫した支援を行っています。

就農希望者向けセミナー・相談会での各種情報提供のほか、相談者の希望や状況に応じ、研修機関等の紹介、営農計画の作成支援、各種補助・融資制度利用の助言などを行っています（令和3年度からはオンライン相談も開始）。

（参考）ひょうご就農支援センターホームページ

<https://www.hyogo-shunou.jp/>

3 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

県負担額についても国費と同様、整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨てとします。

4 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県加算ポイントの設定

新規就農者育成総合対策実施要綱別記1及び新規就農者確保緊急対策実施要綱別記2の別表1-1及び1-2の2都道府県加算ポイントについては、次表に記載のとおりとします。なお、県は、都道府県加算ポイントとして、申請者数に3を乗じた数を使用できます。このポイントは申請者の県ポイントに基づき傾斜配分するため、申請したポイントがそのまま反映されるわけではありません。

（1）通常枠・初期投資促進タイプにおける都道府県ポイント表

サポート体制の構築	①就農・定着応援プランを作成済みまたは実施年度内に作成が確実と認められる地域での就農、就農を予定している。	1
	②自らが取り組もうとする作目の支援体制が明記※1されている就農・定着応援プランを作成済みまたは実施年度内に作成が確実と認められる地域での就農、就農を予定している。	3
適性把握	インターンシップ（準ずる就農体験※2を含む）研修を過去に受けている。	3
技術研鑽	就農準備資金の認定研修機関の研修を終えているまたは、農業法人等での雇用（1年以上）された経験がある。	2
就農形態	親元（一部継承含む）または、第三者継承による就農、就農を予定している。	3
ネットワークの構築	農業青年クラブ（農協青壮年部含む）等※3に属している。	3

※1 親方農家、農業法人、部会、組合等の研修先（雇用就農先）が記載されていること。

※2 準ずる就農体験研修とは書面による研修記録（傷害保険等に加入したことがわかるもの）で日時と内容を確認できれば、対象に含める。

※3 農業後継者育成事業にかかる青年クラブ等活動支援事業の助成実績がある組織、または地域農業後継者育成対策協議会が認める組織も対象に含める。

（2）地域計画早期実現枠・世代交代円滑化タイプにおける都道府県ポイント表

技術研鑽	就農準備資金の認定研修機関の研修を終えているまたは、認定研修機関となっている農業法人等での雇用（1年以上）された経験がある。	1
就農形態	認定農業者等から経営の全部又は一部を継承している、もしくは継承する予定である。	1
技術研鑽	就農準備資金の認定研修機関の研修を終えているまたは、農業法人等での雇用（1年以上）された経験がある。	1
ネットワークの構築	農業青年クラブ（農協青壮年部含む）等※に属している。	1
円滑な経営移譲	本事業により、円滑な経営移譲に向けた取組（法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組）を実施する。	1

※ 農業後継者育成事業にかかる青年クラブ等活動支援事業の助成実績がある組織、または地域農業後継者育成対策協議会が認める組織も対象に含める。